

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

関西・大阪万博における「食パラダイス鳥取県」物産展開催企画運営業務

(2) 業務の内容

別添 関西・大阪万博における「食パラダイス鳥取県」物産展開催企画運営業務仕様書
(以下「仕様書」という。)による。

(3) 事業実施目的

関西・大阪万博において「食パラダイス鳥取県」の魅力を広く発信し、鳥取県産農林水産物の認知度・ブランド力の向上並びに販路開拓及び誘客を図り、もって地域経済の活性化に資する。

(4) 業務（実施）期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

(5) 予算額 金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本社を有する事業者若しくは鳥取県内に本社を有する事業者を代表会社とする共同企業体の何れかであること。

※応募者（単体企業・共同企業体）が提出できる応募案は 1 点のみとする。

※応募者が単体企業である場合、他共同企業体の代表会社を含む構成員となることはできない。なお構成員の本社所在地については任意とする。

※複数の企業で組織された事業体で応募する場合は共同企業体協定書又はそれに準ずるものを締結し、共同企業体として応募すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7 年 4 月 30 日（水）から同年 5 月 26 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和 7 年 4 月 30 日（水）から同年 5 月 26 日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 鳥取県は、企画提案書等の順位を決定するため、関西・大阪万博における「食パラダイス鳥取県」物産展開催企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案書等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は 5 名（2 名以上の県職員以外の学識経験者を委員に含む）で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、関西・大阪万博における「食パラダイス鳥取県」物産展開催企画運営業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

（１）書類の提出先及び問合せ先は次のとおりとする。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課

電話 0857-26-7828

電子メール hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp

（２）実施要領の交付

関西・大阪万博における「食パラダイス鳥取県」物産展開催企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和7年4月30日（水）から同年5月26日（月）までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/299418.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年4月30日（水）から同年5月26日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ。

7 企画提案参加申込書等の提出

（１）この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領第7条の規定に基づき次のとおり手続を行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（単体企業用（様式第1号-1）若しくは共同企業体用（様式第1号-2）） 1部

公募型プロポーザル参加資格確認書（単体企業用（様式第2号-1）若しくは共同企業体用（様式第2号-2）） 1部

イ 提出期間及び時間

令和7年4月30日（水）から同年5月7日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による場合は、同年5月7日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールに限る。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6の（１）に同じ。

（２）（１）により提出された企画提案参加申込書等を提出した者について、実施要領に規定するこの公募型プロポーザルへの参加資格の有無について審査を行い、その結果を令和7年5月12日（月）までに通知する。

- (3) (2)に定める審査によりプロポーザルへの参加資格要件がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、プロポーザルへの参加資格要件がないとした理由について、令和7年5月14日（水）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (4) (3)の定めにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年5月21日（水）までに書面により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案書等は、企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。
- (2) 提出方法
持参、郵送又は電子メールに限る。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。ただし、企画提案書等の提出は、7の(1)に掲げる有効な提出書類を提出期限までに提出した者に限る。
- (3) 提出場所
6の(1)に同じ。
- (4) 提出期間及び時間
令和7年5月12日（月）から同月26日（月）までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による場合は、同月26日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

9 プレゼンテーションの実施

詳細の日時及び場所については、7の(1)に掲げる有効な提出書類を提出期限までに提出した者に別途連絡する。

- (1) 日時
令和7年5月下旬
- (2) 場所
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁内会議室
- (3) 参加条件
プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。
なお、開催時間の10分前までに集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 調達公告 | 令和7年4月30日(水) |
| (2) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和7年5月7日(水) |
| (3) 質問受付期限 | 令和7年5月14日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月26日(月) |
| (5) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和7年5月下旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年6月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和7年6月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年6月中旬 |

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2に掲げる参加資格要件のない者又は7の(1)に掲げる有効な提出書類を提出期限までに提出のない者が提出した企画提案書等、8の(4)に規定する提出期限を過ぎた企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

ウ 審査会の審査の公平性を害する行為があった場合は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/299418.htm>)で公表するものとする。

(4) 企画提案書等の作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成、提案に係る費用及び提出に係る費用等プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (8) その他
- ア 詳細は、仕様書、実施要領及び作成要領による。
 - イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
 - ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。